

## **(7) 消防局からのお知らせ**

■用途判定に注意してください

旧	平成27年3月末まで	新	平成27年4月1日から
	(6) 項口 (自力避難困難者入所福祉施設等)		(6) 項口 (自力避難困難者入所福祉施設等)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人短期入所施設</li> <li>養護老人ホーム</li> <li>特別養護老人ホーム</li> <li>有料老人ホーム(一部)</li> <li>介護老人保健施設</li> <li>老人短期入所事業を行う施設</li> <li>認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設</li> <li>救護施設</li> <li>乳児院</li> <li>障害児入所施設</li> <li>障害者支援施設(一部)</li> <li>短期入所を行う施設(一部)</li> <li>共同生活介護を行う施設(一部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) (高齢者施設) 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム※1 介護老人保健施設 老人短期入所事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※2 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設※2 その他これらに類するもの※2</li> <li>(2) (生活保護者施設) 救護施設</li> <li>(3) (児童施設) 乳児院</li> <li>(4) (障害児施設) 障害児入所施設</li> <li>(5) (障害者施設) 障害者支援施設※3 短期入所を行う施設※3(「短期入所等施設」)</li> <li>共同生活援助を行う施設※3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) (高齢者施設) 老人デイサービスセンター 軽費老人ホーム※4 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム※4 老人デイサービス事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設※4 その他これらに類するもの※5</li> <li>(2) (生活保護者施設) 更生施設</li> <li>(3) (児童施設) 助産施設 保育所</li> <li>幼児発達支援センター</li> <li>児童養護施設</li> <li>児童自立支援施設</li> <li>児童発達支援センター</li> <li>児童発達支援センター</li> <li>情緒障害児短期治療施設</li> <li>児童発達支援若しくは放課後等デイサービス事業を行う施設</li> <li>身体障害者福祉センター</li> <li>障害者支援施設(一部)</li> <li>地域活動支援センター</li> <li>福祉ホーム</li> <li>(障害者のための)生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う施設(一部)</li> </ul>

(6) 項口関係

※3 避難が困難な障害者を主として入所させるもの ⇒ (規則5条5項) 「避難が困難な障害者等」とは、「障害者総合支援法の障害支援区分が4～6の者」を対象とし、定員の概ね8割を超えることを目安とし判断する。(⇒H26.3.消防予第81号)

(6) 項八関係

※7 (6) 項口(5) (障害者施設) に掲げるものを除く。  
 ※8 (6) 項口(5) (障害者施設) 短期入所等施設を除く。

■経過措置が切れていることに注意してください

《施行スケジュール》

新業はH27.4/1～全て適用

施行日	施行日及び既存施設の経過措置
H27.4/1	施行
H28.3/31	経過措置終了
H29.3/31	経過措置終了
H30.3/31	経過措置終了

改正内容	経過措置
平成25年3月改正 (6) 項口、ハの用途区分の見直し 消火器、漏電火災警報器、誘導灯	経過措置終了
平成25年12月改正 (6) 項口、ハの消防用設備等の設置強化 スプリンクラー設備の設置の見直し (6) 項口の施設で面積に関係なく (一部施設は275㎡以上) 火災通報装置の起動方法の見直し (6) 項口の施設の装置は自動火災報知設備の作動と連動して起動 自動火災報知設備の設置の見直し (6) 項ハ(入居施設等に際する)面積に関係なく	経過措置終了

既に経過措置は過ぎているので、今後、事業を始める場合は、すぐに法令違反が発生する可能性があります。

赤字はH27.4.1施行で用途区分が追加、変更されたもの

■ 入居・宿泊系の施設は規制が厳しいです  
(これ以外にも規制がかかる場合がありますので、ご注意ください。)

(6) 項八 (自力避難困難者入所福祉施設等)	
消火器	全部
屋内消火栓設備	延べ面積 700 m <sup>2</sup> 以上
スプリンクラー設備	全部 (一部施設は延べ面積 275 m <sup>2</sup> 以上)
自動火災報知設備	全部
漏電火災警報器	延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以上
火災通報装置 ※	全部 (自動火災報知設備と連動して起動)
非常警報設備	収容人員 50 人以上
避難器具	20 人以上 (下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は 10 人以上)
誘導灯	全部
(6) 項八 (老人福祉施設、児童養護施設等)	
消火器	延べ面積 150 m <sup>2</sup> 以上
屋内消火栓設備	延べ面積 700 m <sup>2</sup> 以上
スプリンクラー設備	床面積合計 6,000 m <sup>2</sup> 以上
自動火災報知設備	全部 (入居・宿泊させるもの) 延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以上 延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以上 入居・宿泊させるもの以外)
漏電火災警報器	延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以上
火災通報装置 ※	延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以上
非常警報設備	収容人員 50 人以上
避難器具	20 人以上 (下階に(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項、(15)項がある場合は 10 人以上)
誘導灯	全部

一部施設とは、次の赤枠以外のもの

改正になった  
設置基準

【介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの】とは、乳児、幼児や障害支援区分4以上の者であって、規則12条の3で規定する認定調査項目(「移乗」等)の6項目のいずれかにおいて、「支援が必要」等に該当する者が、利用者の概ね8割を超える施設をいう。

改正になった  
設置基準

入居・宿泊させるとは、次の赤枠以外のもの

改正になった  
設置基準

【入居又は宿泊させる】とは、施設の利用者が夜間に就寝するもので、入院や入所も含む。(H26.3 消防予第118号)  
300 m<sup>2</sup>未満(特定一階段等防火対象物を除く。)の施設の場合、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が可能となる。



# 違反対象物の公表制度

## 利用者の安全・安心のために



消防関係法令に重大な違反のある建物や店舗に関する情報が、平成26年10月1日から川崎市ホームページで確認できます。  
 ※ 違反対象物一覧のページ  
<http://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000059518.html>

川崎市消防局イメーજキヤラクター 本局

### 公表制度とは

建物を利用しようとする者が、建物の防火に係る安全性の情報を入手し、利用を判断できるよう、消防関係法令に重大な違反のある建物等を公表する制度です。

### 公表方法と公表内容は

- 公表方法  
川崎市ホームページ  
( <http://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000059518.html> )
- 公表内容  
建物名称、所在地、違反の内容

### 公表対象となる建物は

劇場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、老人ホームなど不特定多数の人が出入りする建物  
 ※ 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる建物

### 公表対象となる違反は

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が未設置の場合



## 川崎市消防局

お問い合わせは、川崎市消防局予防部査察課又は最寄りの消防署予防課まで

## 公表までの流れ



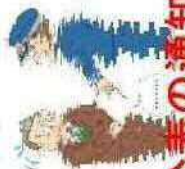
立入検査

消防職員が立入検査を実施し、公表対象となる違反(※)を確認  
 ※ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置



検査結果の通知

立入検査の結果を通知(防火対象物立入検査結果通知票の交付)



公表の通知

公表予定の建物関係者に公表する事項、公表方法、公表予定日を通知(公表通知書の交付)

立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合



公表

川崎市ホームページで建物名称、所在地、違反の内容を公表

問合せ先

川崎市消防局予防部査察課

電話 044-223-2711

# 既存の建物に社会福祉施設が入居する場合

## 消防、建築の基準を御確認ください

既存の建物内で、新たに社会福祉施設を開設する場合、その建物に消防用設備等の追加設置が必要となる場合があります。

また、建物によっては、構造等が社会福祉施設として適当でない場合があります。



消防用設備等が適正に設置されていないと、火災時に利用者の安全を確保することができなくなってしまいます。消防職員が立入検査で確認した場合は、消防法令違反として指導・公表の対象となりますので、施設の円滑な運営のためにも管轄消防署で**事前に相談**していただくようお願いいたします。**特に一般住宅を社会福祉施設に改装する場合は、十分御注意ください。**

また、建物構造等が福祉施設に適合するものであるか、計画段階で建築士等に確認するようお願いいたします。

### 〔消防に関するお問い合わせ先〕

消防署	管轄のエリア	住所	電話番号
臨港消防署予防係	川崎区 ※詳細の区域はお電話にてご確認ください。	川崎区池上新町 3-1-5	(代) 044(299)0119
川崎消防署予防係		川崎区南町 20-7	(代) 044(223)0119
幸消防署予防係	幸区	幸区戸手 2-12-1	(代) 044(511)0119
中原消防署予防係	中原区	中原区新丸子東 3-1175-1	(代) 044(411)0119
高津消防署予防係	高津区	高津区二子 5-14-5	(代) 044(811)0119
宮前消防署予防係	宮前区	宮前区宮前平 2-20-4	(代) 044(852)0119
多摩消防署予防係	多摩区	多摩区柞形 2-6-1	(代) 044(933)0119
麻生消防署予防係	麻生区	麻生区万福寺 1-5-4	(代) 044(951)0119

### 〔建築に関するお問い合わせ先〕

まちづくり局指導部建築指導課建築監察担当 電話044(200)3008



# 消防訓練を実施しましょう！

消防訓練の種類には、消火訓練、避難訓練及び通報訓練があります。

消防訓練は、管理権原者の義務（消防法第8条第1項）、防火管理者の責務（消防法施行令第3条の2）として、消防計画を作成し、定期的に各訓練を実施するよう定められております。

## 《訓練内容と訓練回数》

種類	内容	訓練の回数
消火訓練	消火器や屋内消火栓を使用した初期消火の訓練	年2回以上 (特定用途防火対象物)
避難訓練	建物内に発災を知らせ、避難、誘導及び避難器具の訓練	
通報訓練	発災の確認後、建物内に周知し消防機関に通報する訓練	消防計画に定めた回数

※ 障害者支援施設等は、特定用途防火対象物に分類されます。

## 《訓練実施の手順》

- 1 実施する日時、場所、内容等を検討して計画を立てましょう。
- 2 **消火訓練、避難訓練**を実施する場合には、事前に管轄する消防署宛てに連絡しましょう。⇒【消防訓練実施計画報告書】の提出
  - ※ 特定用途防火対象物において消火訓練、避難訓練を実施する場合には、防火管理者は、予めその旨を消防機関に通報しなければならないと定められています。(消防法施行規則第3条第11項)
  - ※ 消防署の立会いがなくても、消防訓練は実施することができます。
- 3 各訓練を実施したら、管轄する消防署宛てに報告しましょう。
  - ⇒【消防訓練実施結果報告書】の提出
  - ※ 【消防訓練実施計画報告書】及び【消防訓練実施結果報告書】の様式は、川崎市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000028737.html>

◎ いざという時のために、人数が少ない夜間の火災を想定した訓練も実施しておきましょう！



# 発見・通報訓練 1

従業員が火災を発見した場合

人数 3人

- 役割
- A 火災発見者役
  - B 通報役
  - C 消防署員役

場所

どこでも（火災の発生を想定した場所等）

用意するもの

- 内線がかけられる電話（携帯電話でも可）
  - 場所別火災想定カード（※1）
  - 消防署員役セリフカード（※2）
- （※1）（※2）はP32にあります。コピーしてお使いください。

訓練時間

最短 5分

1人やることに必要な時間の目安は3分です。

従業員が火災を発見した場合の対応方法と119番通報の方法を身につけましょう。

目的

タイムライン

1分

・火災の発見  
・火災の発生を報告

あなた（防火管理者）の指示

- ▶ 場所別火災想定カード（※1）を使いましょう。
- ▶ 訓練の目的、従業員が火災を発見した場合の動きと119番通報の方法を説明しましょう。
- ▶ 訓練を行う人たちの役割（Aさんは火災発見者役、Bさんは通報役等と具体的に）を説明し、訓練開始の合図を行いましょう。
- ▶ 100時00分から、訓練を開始します。位置についてください。訓練、開始！

2分

119番通報

- ▶ 通報内容等についてタイミングをみてアドバイスしましょう。

アドバイス（例）

- ・はつきりと言いましょ。
- ・本当に火災が起きたつもりで行いましょ。



3分

訓練の講評（検討）

- ▶ 「訓練を終了します！」
- ▶ 訓練を見て感じたことを話し、具体的に指導しましょう。
- ▶ 例：「実際の火災に遭ったらどうも慌てると思います。もっと真剣に取り組んでください。」

5分

119番通報についての習得

- ▶ AさんとBさんの役割を替え、場所別火災想定カード（※1）を活用して、119番通報訓練を行いましょう。

みんな（従業員）の動き

- ▶ Aさん：「火事だー！」と大声で火災の発生を知らせましょう。その後内線電話（携帯電話）で事務室に、火災の発生と火災の状況を連絡しましょう。
  - ▶ Bさん：「〇〇階の〇〇（※1）から火災が発生。119番通報を行います。」
- 他の従業員：訓練を見学（自分が行うことをイメージして！）

POINT

みんな

- ▶ 周りにいる従業員に火災の発生を知らせましょう。
- ▶ 落ち着いて大きな声で火災の発生を伝えましょう。
- ▶ 電話で伝えるときは火災の発生場所をもう一度言い、事務室にいる従業員に火災の発生を知らせましょう。
- ▶ 落ち着いて119番通報を行いましょう。

みんな

- ▶ 消防署員役が聞き間違いをしないように「〇丁目〇番〇号」と具体的に伝えましょう。
- ▶ ビルの名前があればその名前と、店名や会社名前を伝えましょう。
- ▶ 周囲に目印となる建物があれば伝えましょう。
- ▶ 逃げ遅れた人がいる場合は、その情報を伝えましょう。

あなた みんな

- ▶ 訓練した日と内容（例：通報訓練）は、業務日誌等に記録しておきましょう。

あなた

- ▶ 場所別火災想定カード（※1）をあらかじめ準備しましょう。
- ▶ 訓練時間内に行えるだけ多くの従業員に訓練を行ってもらいましょう。

▶ 防火管理者の方は、訓練を行う前にP24の「発見・通報訓練」・指導内容シート「チェックポイント」を確認しておきましょう。  
▶ 訓練後に講評を行うときは、P24に講評の文章例があるので参考にしてください。



# 発見・通報訓練 2

自動火災報知設備のベルが鳴った場合

人数 3人

自動火災報知設備のベルが鳴った場合の対応方法と、火災を発見するまでの動きを身につけましょう。

目的

1



これが「自動火災報知設備」の受信機です（一例です）。会社によって違いますが、火災がどのフロアで発生しているのか一目でわかります。

これが感知器！ここで熱や煙を感知します。

2



火災が起こる場所に、ふせんを貼っておきます（ここで火災が発生したという目印です。）

3



訓練では、警戒区域一覧図（E）と地区表示灯（下）を照らし合わせて火災が発生した場所を確認しましょう。

4



Aさんは、ふせんが貼ってある場所に向かいます。



火災が発生した場所のイメージです。火災を発見したAさんは、待機しているBさんに火災の発生を知らせましょう。

役割

- A 火災現場確認役
- B 通報役
- C 消防署員役

場所

自動火災報知設備の受信機がある場所と、火災が発生した場所（と想定される）場所（どこでも可）

用意するもの

- 内線がかけられる電話（携帯電話でも可）
- 消火器
- 警戒区域一覧図
- 火災が発生した場所に置く目印（目印にならばどのようなものでも可）
- ふせん

訓練時間

最短 4分

1人観ることには必要時間の目安は3分です。

タイムライン

2分

4分

## あなた（防火管理者）の指示

- 訓練の目的と自動火災報知設備のベルが鳴った場合の動きを説明しましょう。1
- 【場所：自動火災報知設備の受信機がある場所】
- 訓練を行う人たちの役割（Aさんは火災現場確認役、Bさんは通報役等と具体的に）を説明し、訓練開始の合図を行います。
- 「100時00分から、訓練を開始します。位置についてください。訓練、開始！」
- 「自動火災報知設備が作動し、ベルが鳴りました。Aさんは、火災現場の様子を確認してください。」

## みんな（従業員）の動き

- Aさん、Bさん
  - 防火管理者の説明を聞いて理解しましょう。1
  - 【場所：自動火災報知設備の受信機がある場所】
  - Aさん：受信機の地区表示灯と警戒区域一覧図を照らし合わせ、火災が発生している場所を確認しましょう。
  - 「自動火災報知設備の受信機が火災を示している場所は〇〇階、火災現場を確認します。」
  - 火災が起こった場所の一番近くにある消火器を持って駆けつけましょう。2 3
  - Bさん：その場で待機しましょう。
- 他の従業員：同じように説明を聞きましょう。（自分が行うことをイメージして！）

## POINT

- あなた
  - ▶ 訓練を開始する前に、準備（火災発生場所に目印を置く・自動火災報知設備の受信機の地区表示灯へふせんを貼る）をしましょう。2
- 他の従業員
  - ▶ Aさん、Bさんのどちらの動きをしっかりと見学しましょう。

## みんな

- Aさん：火災を確認したら、Bさんに火災の発生を連絡しましょう。「〇〇階の〇〇から火災が発生しました。」
- Bさん：「〇〇階の〇〇から火災が発生。119番通報を行います。」4
- 他の従業員：訓練を見学（自分が行うことをイメージして！）

火災を確認し  
報告  
火災の発生を

★この後の通報訓練は、P.48を参考にしてください。

▶ 防火管理者の方は、訓練を行う前にP24の「発見・通報訓練 1・2」指導内容やチェックポイントを確認しておきましょう。  
▶ 訓練後に講評を行うときは、P24に講評の文章例があるので参考にしてください。



# 消火訓練 ①

消火器を使う場合

人数 1人



## 目的 消火器を使った消火方法を身につけましょう。

(実際には放射せず、使うまでのシミュレーション訓練であっても十分な効果があります。)

最短 5分

訓練時間

### 用意するもの

- 消火器 (実物)
- 火災が発生した場所に置く目印 (目印になれればどのようなものでも可)

### 場所

火災が発生した(と想定される)場所(どこでも可)

### 役割

- A 消火役①
- B 消火役②

### 消火器の使い方



3 放射!

最短 5分

### タイムライン

2分

### 消火器の使い方

- ▶ 訓練の目的と、消火器の使い方を説明しましょう。
- ▶ 「消火器を火元の手前まで運んで、上の黄色い安全栓を上側に引き抜きます。」<sup>1</sup>
- ▶ 「ホースの先端のノズルを握って燃えているものに向け、黒いレバーを握って消火剤を放射します。」<sup>2 3</sup>

### あなた (防火管理者) の指示

- Aさん、Bさん  
: 防火管理者の説明を聞いて理解しましょう。
- 他の従業員: 同じように説明を聞きましょう。  
(自分が行うことをイメージして!)

### みんな (従業員) の動き

### 消火器による消火

- ▶ 訓練を行う人の役割 (Aさんは消火役、Bさんは二番目の消火役等と具体的に) を説明し、訓練開始の合図を行います。
- ▶ 「00時00分から、訓練を開始します。位置についてください。訓練、開始!」
- ▶ 「火災が発生しました。Aさんは、消火器で消火してください。」
- ▶ タイミングをみてアドバイスしましょう。  
(例: 燃えているものに近づきすぎないでください。姿勢を低くしましょう。)
- ▶ しばらくしてから「Bさんは、Aさんに続き、消火訓練を行ってください。」
- ▶ Bさんの訓練が終わったら、別の従業員にも順番に訓練をしてもらいましょう。

### POINT

#### あなた

- ▶ 実物の消火器を使って訓練を行う場合は、消火剤を放射しないように実際にはレバーは握らないことを説明しましょう。
- ▶ 栓は抜くまねだけにしましょう。

#### みんな

- ▶ 実物の消火器で訓練を行う場合は、レバーは握らないでください。
- ▶ 栓は抜くまねだけにしましょう。
- ▶ 燃えているものには近づきすぎないでください。また、姿勢は低くしましょう。
- ▶ 燃えているものに直接消火剤がかかると、手前からほうきでよくように放射します。

※ 1本の消火器では消火に限界があります。集められるだけ集めて、そこにいる全員が消火器で放射するイメージで行いましょう。ただし、命が最優先であることを忘れてください。

▶ 防火管理者の方は、訓練を行う前に P25 の「消火訓練① (消火器)・指導内容」を参考にしてください。  
▶ 訓練後に講評を行うときは、P25 に講評の文章例があるので参考にしてください。



# 避難・誘導訓練

誘導灯の確認も含む

人数 2人

役割

A 避難・誘導担当



他の従業員：避難役

場所

どこでも（階段を使用するので、その近辺でも可）

用意するもの

- メガホンなど（あれば）
- 場所別防災想定カード（※1）（P32）

訓練時間

最短 6分

目的 火災が発生した場合の避難方法と誘導方法を身につけましょう。

これが「誘導灯」。自分のいるフロアのどこにあるか確認しましょう。



避難階段の入り口です。



訓練では、必ず階段を使いましょう！



火事の際にエレベーターは使っちゃダメ！だから訓練でも使えません。

タイムライン

2分

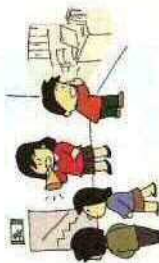
訓練の目的と避難・誘導の方法を説明

- ▶ 訓練の目的と訓練を行う人たちの具体的な動き方（Aさんは避難・誘導担当、他の方は避難役など）を説明します。
- ▶ 「避難するときは、誘導灯を目印にしましょう。」
- ▶ 「エレベーターを使わないで、階段で逃げましょう。」
- ▶ 「Aさんは、〇〇側階段にお客様や他の従業員の避難・誘導を行い、フロアに残っている人がいないか確認しましょう。」

あなた（防火管理者）の指示

みんな（従業員）の動き

Aさん、他の従業員：防火管理者の説明を聞いて理解しましょう。



避難と誘導

- ▶ 訓練開始の合図を行います。
- ▶ 「〇〇時〇〇分から、訓練を開始します。位置についてください。訓練、開始！」
- ▶ 「自動火災報知設備が作動し、ベルが鳴りました。火災が発生した場所は〇〇階の〇〇（※1）ですので、Aさんの誘導のもと、〇〇側の階段を使って避難しましょう。避難する人は誘導灯も目印にしてください。」

他の従業員：Aさんの指示のもと、階段を下ります。

▶ 訓練者がけがをしないように安全に配慮します。

他の従業員：階段を下り、避難します。  
Aさん：フロアにお客様（他の従業員）がいないか確認します。

6分

実際に避難する

みんな

- ▶ どこに誘導灯があるか、きちんと確認しましょう（誘導灯は緊急時に避難ルートを示す、大切なツールです）。

POINT

あなた

- ▶ エレベーターを使わないことを徹底しましょう。
- ▶ 避難誘導のときはメガホン（あれば）を活用しましょう。

みんな

- ▶ 疑問があれば質問しましょう。

あなた

- ▶ 高層の建物で、階段を使って外に出るのが大変な場合は、下のフロアへの移動でも構いません。

▶ 防火管理者の方は、訓練を行う前にP28の「避難・誘導訓練・指図内容チェックポイント」を確認しておきましょう。  
▶ 訓練後に講評を行うときは、P28に講評の文章例があるので参考にしてください。



## 発見・通報訓練 ① ②

### 指導内容チェックポイント

- 火災で動揺したり、勤務先の所在地を記憶していないかたりして、勤務先の所在地を通報できない人が少なくないかどうかです。
- 電話の近くには、所在地や通報文例などを置いておくよう指導しましょう。
- 消防署からの距離や消防車の活動状況にもよりますが、119番通報を行ってから消防車が到着するまで、平均して5分以上はかかるといわれています。
- 消防車が到着するだけで早く到着するように、119番通報は速やかに行うよう指導しましょう。
- 携帯電話から119番通報したときは、通報を受けた消防署が確認の折り返し電話を行う場合があるので、通報後は携帯電話の電源を切らないよう指導しましょう。
- ぼやなどで火災が消えた場合でも、必ず119番通報を行うよう指導しましょう。
- 消えた後でも通報を行わなければならない義務があります。

## 避難・誘導訓練

### 指導内容チェックポイント

- 火災が発生した場合は、燃え広がる可能性があるため、直ちに建物内にいる人に火災の発生を知らせて、すぐに避難するよう伝えましょう。
- エレベーターが設置されている建物では、「エレベーターは使用しないこと」を伝えましょう。
- 避難は、階段を使って行います。避難はしごなどの避難器具は、他に避難する手段がない場合に使うものであることを指導しましょう。
- 炎や煙で階段が使えない場合には、ベランダなどの一時的に安全な場所に避難して、消防隊が到着したら手を振るなどして知らせるよう指導しましょう。
- 一度避難した人が建物の中に戻り、亡くなってしまった火災も少なくありません。いったん避難したら、建物内に戻らないように指導しましょう。

## 消火訓練 ① (消火器)

### 指導内容チェックポイント

- 熱と煙が発生しているもので、燃えているものに近づくと視界が悪くなります。また、近づきすぎるとやけどをさせる危険もあります。消火器の消火薬剤が届く距離(有効射程距離)を考え、姿勢を低くして、安全な範囲内で火元に近づき、煙に惑わされないように、燃えているものに直接消火薬剤を放射するよう指導しましょう。
- 消火器は火元近くにできるだけ多く集めて、連続して使用するよう指導しましょう。
- 粉末消火器の消火薬剤は水のように浸透性がないので、いったん火が消えたようにみえても再び燃え出す可能性があります。一時的に消火したら水をかけて完全に消火するよう指導しましょう。
- 消火器で消火できるのは「天井に火が燃え移る前まで」が目安です。
- 目安を超えたら無理せずに、避難の時機を失う前に避難するよう指導しましょう。
- 消火を行うときには、部屋の入口を背にするなどして退路(退避するルート)を確保した位置で消火するよう指導しましょう。
- 消火器には、消火薬剤の放射距離や放射できる時間(秒数)などの性能が表示されています。自分の職場で身近に設置されている消火器の性能を確認しておくよう指導しましょう。